

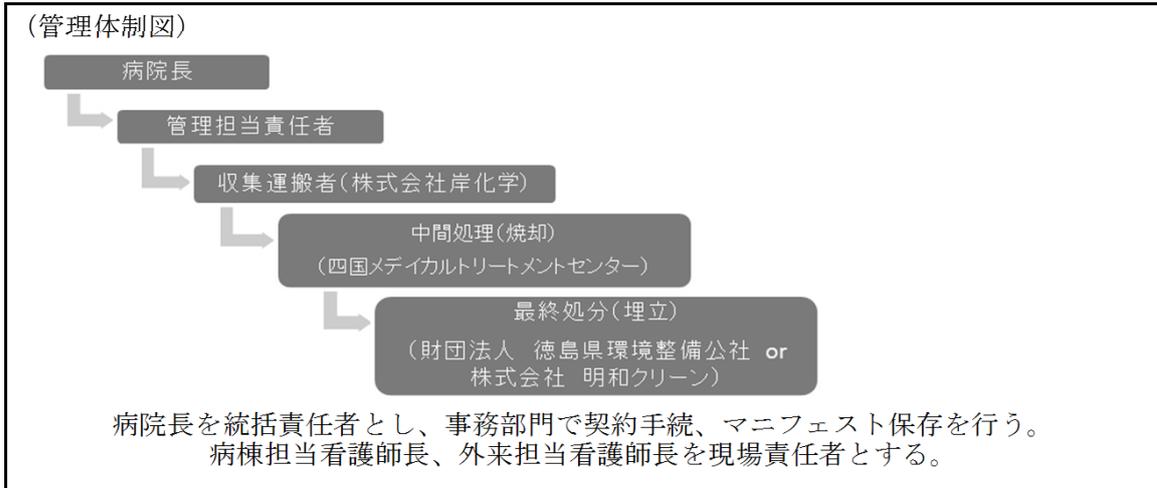
様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和2年 6月 22日	
和歌山県知事 仁坂 吉伸 殿	
提出者	
住 所 東牟婁郡那智勝浦町 大字天満1185番地4	
氏 名 那智勝浦町立温泉病院 院長 山本 康久 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0735-52-1055	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	那智勝浦町立温泉病院
事業場の所在地	東牟婁郡那智勝浦町大字天満1185番地4
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	P8311 一般病院
② 事業の規模	120床
③ 従業員数	195人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性廃棄物発生→分別→保管→収集→焼却処分→最終処分

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
①現状	排 出 量	85.26 t	t
	(これまでに実施した取組) 全てのオムツを感染性廃棄物としているため、排出量が多量である。 他の廃棄物について感染性か非感染性かの判断を適正に行い感染性廃棄物の削減に努めた		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
②計画	排 出 量	85.26 t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した取り組みを継続する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鋭利・非鋭利を分別管理している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでに実施した取り組みを継続する。

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら直接再生利用、自ら中間処理した後再生利用は行わない。		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 自ら中間処理は行わない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 自ら中間処理は行わない。			

## (第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） 自ら埋立処分又は海洋投入処分は行わない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 元 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	85.26 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	85.26 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
（これまでに実施した取組） 処理業者との委託契約を締結するにあたって、事前に契約先施設の処理状況、管理状況、周辺状況等の情報を精査し、委託後に定期的な確認を行う。			

②計画	<b>【目標】</b>		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全 処 理 委 託 量	85.26 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	85.26 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>処理業者との委託契約を締結するにあたって、事前に契約先施設の処理状況、管理状況、周辺状況等の情報を精査し、委託後に定期的な確認を行う。</p>		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	<b>【前年度（令和 元 年度）実績】</b>		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	85.26	t
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <p>電子マニフェストの数値を参考に、これまでに実施した取り組みを継続する。</p>		
※事務処理欄			